

平成 2 2 年度
第 1 回地域密着型サービス運営委員会

— 議 事 録 —

日時：平成 2 2 年 5 月 2 6 日（水）18：30～19：30
場所：千代田区役所 8 階 第 3 委員会室

千代田区 高齢介護課

■開催日時・出席者等

日時	平成22年5月26日(水) 18:30~19:30	
場所	千代田区役所 8階 第3委員会室	
出席者	委員	飯島委員長、加賀副委員長、滝委員、猪鹿倉委員、真鍋委員、小泉委員、大島委員、古屋委員、木村委員、家邊委員
	事務局	小川高齢介護課長、飯塚介護事業指定係長、保健福祉部古田副参事
欠席者	松村委員	

■議事録

〈開会〉

- 小川高齢介護課長 委員の皆様にはお忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。
- 私は、今年の4月より高齢介護課長に就任いたしました小川と申します。よろしくお願ひいたします。保健福祉部では3年目ですが、以前は保険年金課におりまして、“高齢介護”は初めての担当になりますので、また皆様のご指導をいただきながら頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- また役割分担で今年度は新しく古田副参事が組織として出来まして、介護予防や施設整備の担当をしておりますので、自己紹介いたします。
- 古田副参事 保健福祉部副参事の古田でございます。紹介がありましたとおり介護予防の関係と、施設整備の担当をしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小川高齢介護課長 それでは着席させていただいて続けさせていただきます。
- 本日、ただいま8名のご出席をいただいております。松村委員からはご欠席の連絡をいただいております。また、大島委員、古屋委員から遅れるとのご連絡をいただいておりますので後ほどみえると思いますが、定刻になりましたので始めさせていただきます。飯島委員長、よろしくお願ひいたします。
- 飯島委員長 皆さん、こんばんは。飯島です、どうぞよろしくお願ひいたします。
- それでは平成22年度第1回の地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。お手元の議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。
- なお、円滑な議事進行を図るため、発言は簡潔にお願ひいたします。また発言の際には、お手数ですが挙手をしていただきまして、指名を受けてからマイクのスイッチを押して、赤のランプがついたことを確認してからご発言いただくようご協力をよろしくお願ひいたします。
- 本日の議題は1つで、委員の皆様方のご意見を伺うものとなっております。それでは議題「地域密着型サービス事業者の指定更新について」に関

しまして、事務局からのご説明をお願いします。

○小川高齢
介護課長

それでは、説明の前に事前に郵送いたしました資料ですが、お持ちでない方は用意してありますので、事務局までお申し出ください。事前送付の資料はありますでしょうか。また本日、席上に会議の次第と、座席表、「地域密着型サービス事業者指定の更新にかかる現地調査結果」という資料1、資料2として「認知症対応型共同生活介護の概要」、それから「介護保険最新情報」をお配りいたしております。揃っておりますでしょうか。もし欠けている場合は挙手をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは「地域密着型サービス事業者の指定更新について」説明をいたします。まず事前送付しました、事前資料1「認知症対応型通所介護の概要」をご覧ください。認知症対応型通所介護と申しますのは、認知症の方が可能な限りそのご自宅で能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うということで、社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、また、ご利用者の家族の方の身体的及び精神的負担の軽減を図るというものです。

サービス形態につきましては、1番の単独型指定認知症対応型通所介護になります。その下にA、B、Cと書いてあるのが人員の基準です。利用定員は12人以下で、配置される従業者は生活相談員が提供時間帯を通じて専従で1以上、介護職員又は看護職員が専従で2以上、それから機能訓練指導員が1以上となっております。今回は単独型に該当することになります。

裏面をご覧ください。こちらの管理者ですが、認知症である者の介護経験等を有し、必要な研修を修了している者となっております。管理者研修の受講が義務づけられています。

次のページですが、事前資料2-aをご覧ください。こちらが指定更新の申請書です。まずこちらの書類の1ページですが、法人の名称が「社会福祉法人 新生寿会」です。主たる事務所の所在地が岡山県井原市です。

その次、指定更新を受けようとする事業所の種類ですが、認知症対応型通所介護と、介護予防認知症対応型通所介護になります。

事業所の名前ですが、「通所介護 ジロール神田佐久間町」という名前になっております。

用紙の下から2番目の行に、現に受けている指定の有効期間満了日があります。そこは空欄になっておりますが、平成22年6月30日となります。

ページをめくっていただいて3ページをご覧ください。恐縮ですが、ここで訂正があります。付表2-1と書いてある表題のところ、併設型に○がしてありますが、こちらは誤りで、単独型に○を直していただきたいと思っております。

次に管理者ですが、氏名が畝本孝行さんという方です。ここで22ペー

ジをご覧ください。こちらに管理者の経歴書がありまして、一番下の備考欄に、研修等の受講の状況等というのがあります。平成18年12月7日に、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了されておりまして、要件に合っているということです。

3ページにお戻りください。中央あたりの従業者の職種・人数については、標記のとおりです。これについては21ページの横になっている表をご覧ください。こちらが従業者の勤務体制、勤務形態一覧表で、8名の方がおりまして、要件を全て満たしています。

また3ページにお戻りください。次に食堂及び機能訓練室の合計面積のところです。39.47平方メートルと書いてありますが、3平方メートル掛ける定員、こちらの定員が12名ですから36平方メートルという基準になります。それよりも多くなっていますので基準を満たしています。

それからその下の営業日、営業時間ですが、月曜日から日曜日、それから10時から18時ということです。こちらは31ページをご覧ください。サービス提供実施単位一覧表がありますが、利用者の利用時間帯をあらわしています。

次に23ページの図面をご覧ください。中央の2階平面図の部分が、デイサービスの場所となっています。6階建ての建物の2階の部分になります。

その次の24ページに備品等の一覧表があります。この表にある備品類が備えられているということです。

25ページから「通所介護 ジロール神田佐久間町運営規定」がありますが、27ページをご覧ください。下の方14条に、「緊急時等における対応方法」が定められております。また15条には「非常災害対策」、16条に「衛生管理及び従事者等の健康管理に関すること」、それから17条に「秘密の保持」、18条では「苦情処理」、20条で「事故発生の防止及び発生時の対応」、それから次のページの21条の「その他運営についての留意事項」ということで、こうしたことが定められております。

それから次に32ページの「介護給付費算定に係る体制等の状況一覧表」をご覧ください。丸で囲んである72の「認知症対応型通所介護」と裏面の74の「介護予防認知症対応型通所介護」の欄になります。サービス提供体制強化加算の2番、「加算Ⅰ」に○をしてありますが、これは36ページの「サービス提供体制強化加算に関する届出書」で、介護福祉士等の状況について、介護職員の総数が常勤換算で6.9人、そのうち介護福祉士の総数が常勤換算で3.6人、総数に占める介護福祉士の割合が40%を超えているということでの加算になります。職員の資格は確認をしております。

では次に本日の資料、机の上にお配りしてあります資料2をご覧ください。こちらは「認知症対応型共同生活介護の概要」というものです。こちらは本来事前に送付しなければならなかったのですが、漏れてしまいました。

て本日お配りしております。申しわけございません。

認知症対応型共同生活介護は、認知症の方が共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにするものとなっております。定員は1ユニット当たり5～9人で、1事業所当たり2ユニットを上限となっております。

人員の基準ですが、配置される従業者は日中は利用3人に対して常勤換算方法で1以上、夜間及び深夜は夜勤職員を夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上、それで従業者のうち1名以上が常勤でなければならないということ、それから計画作成担当者は必要な研修を修了している者、介護支援専門員として専従で1人となっております。またその次、管理者及び代表者は認知症の介護経験等を有して、必要な研修を修了しているということが要件となっております。

それから設備の基準は、居室の床面積は7.43平方メートル以上となっております。

それから裏に行ってくださいまして、一番最後の項目ですが、「運営に当たっては以下によること。」となっております、「自ら提供するサービスの評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること」となっております。

また、「利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、活動状況を報告し、その評価を受け、要望、助言等を聞く機会を設けること。」という要件となっております。

それでは次に事前資料2-bをご覧ください。少し厚いもので指定更新の申請書となっております。同じく申請者の名称ですが、「社会福祉法人新生寿会」です。事業所も同じです。指定更新を受けようとする事業所の種類は、認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護になります。事業所の名称ですが、頭が違いますが、「グループホーム ジロール神田佐久間町」となっています。

それから、下から2行目の現に受けている指定の有効期間満了日が、空欄となっておりますが、平成22年6月30日となります。

次に3ページの「指定に係る記載事項」をご覧ください。管理者は、原田拓宏さんという方です。

6ページに管理者の経歴書があります。一番下の備考欄に研修等の受講の状況等ということで、平成21年8月7日にサービス事業管理者研修を修了と記載されています。また代表者研修についても受講済みを確認しております。

それから3ページにまたお戻りください。従業者の職種・人数の欄ですが、従業者は7名です。この詳細につきましては、5ページの勤務形態の

一覧表をご覧ください。7名の方の資格については確認をしております。

計画作成担当者兼介護職員については、36ページをご覧ください。増田亜希さんが計画作成担当者の研修を既に受けていらっしゃるということで、資格等は確認済みです。

また3ページにお戻りください。下の方に、協力医療機関の欄がありますが坪井医院、千代田区歯科医師会、それから社会福祉法人三井記念病院となっています。これらの医療機関との契約書は14ページから16ページに添付してあります。

次に7～8ページの平面図をご覧ください。先ほどの図面と同じですが、6階建ての3～5階の部分がグループホームとなっております。7ページ右側が3階、裏面に4階、5階の図面が載っております。いずれも各部屋が10平方メートル程度となっております。

次に9ページの備品一覧をご覧ください。一覧表にある備品を備えていることを確認しています。

それから次の10ページから12ページが運営規程で、10ページの一番下第6条に提供方法が定められております。11ページの第4項ですが、「サービスの提供に当たっては親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない」ということが規定されています。

また11ページの下、第9条に非常災害対策について記載されています。「防火管理者を選任して必要な設備を設ける」とか、「消火、通報、避難訓練を実施する、そのうち年1回以上の夜間訓練又は夜間を想定した訓練と、年1回以上の昼間の災害を想定した訓練を実施する」、それから第4項で「火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって自動的に消防署に通報される装置となっている」ということが定められております。

12ページの第10条では、「その他運営に関する留意事項」ということで、研修の機会を設けるとして、新人研修、職員研修等のことが載っています。

次の13ページには、苦情対応ということで「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置」として、処理体制や手順について定められております。

次に18ページ、19ページをご覧ください。表の32番「認知症対応型共同生活介護」に、○がしてありますが、看取り介護加算が「あり」、医療連携体制が「対応可」、ひとつ下のサービス提供体制強化加算が「加算I」となっております。

まず看取り介護加算ですが、26～28ページをご覧ください。「終末期ケアにおける確認書」や「終末期ケアにおける同意書」を作成し、確認・同意をしているとのことで、看取り介護加算がついています。

それから医療連携体制の加算ですが、これについては21～23ページ

をご覧ください。21ページで、「重度化対応・ターミナルケア対応方針」を定め、22・23ページにあるように岩本町訪問看護ステーションと契約を結んでいるため加算の対象となっています。

それからもう一つがサービス提供体制強化加算です。30ページの4「介護福祉士等の状況」ということで、介護職員の総数が常勤換算で7人、そのうち介護福祉士の総数が常勤換算で4人ということになっていまして、この割合が50%を超えております。介護福祉士の資格については確認をしております。

説明は以上です。

それから現地調査の結果について、介護事業指定係長の飯塚から説明させていただきます。

○飯塚介護事業指定係長 飯塚です、よろしくお願ひします。

私は先週の火曜日、5月18日にジロール神田佐久間町に行つてまいりました。何点か確認してまいりましたので、そのご報告をさせていただきます。

課長から説明がありましたように、ジロール神田佐久間町は、介護予防を含む認知症対応型通所介護と、やはり介護予防を含む認知症対応型共同生活介護を行つており、設備、人員、運営のポイントを決めて調べてまいりました。

まず設備についてですが、今日お配りした当日資料の資料1をご覧ください。

○小川高齢介護課長 「地域密着型サービス事業者指定の更新にかかる現地調査結果」という資料1をご覧ください。

○飯塚介護事業指定係長 表の左側に設備と書いてありますが、始めに消火設備について、添付の写真を見ながら説明したいと思います。参考資料となっているものです。まず消火器は各階に1台ありまして、写真は6ページ目、番号25番ですが、各階のエレベーターわきにこのような形で設置されております。

次に火災報知機ですが、同じく6ページ目の26番の写真になります。26番の写真の受話器の下の部分が、火災報知機本体になります。写真にはありませんが、1階に副受信機が設置されております。

同じ写真の受話器のある設備が自動火災通報装置になります。

それから非常口は各階に2ヶ所ずつあり、24番の写真のような表示になっています。

次に避難用はしごですが、各階のベランダに設置してあり、写真は27番でベランダの床を撮ったものです。

次にスプリンクラーですが、今はまだついておりません。今年度中に整備費を受けて設置することになっております。

次に備品類の状況ですが、先ほど課長の説明がありましたように、通所介護につきましては事前資料の2-aの24ページ、それからグループホームにつきましては事前資料の2-bの9ページになります。資料の中央、

「設備基準上適合すべき項目についての状況」の欄で、ナンバー6とか8とか番号が振ってありますが、これはすべて先程の添付資料の写真の番号ですので、ご確認いただければと思います。

設備につきましては、私も現地へ行って以上のような内容を確認してまいりました。

次に人員についてですが、勤務表の確認をしてまいりました。こちらはやはり事前資料の2-aの21ページと、事前資料の2-bの5ページになります。2-aの21ページは、通所ですが、5月分の勤務表。2-bの5ページは、グループホームですが、6月分の勤務表を添付してあります。それはなぜかという、グループホームは6月から新体制で行うことになっているためです。

次に運営です。始めに防火体制と防火マニュアル等ですが、防火マニュアルありということで表記していますが、防火体制についても整備されていることを確認してまいりました。避難訓練ですが、先ほど課長の説明にありましたとおり運営規程の中で年2回以上実施すること、普通の避難訓練を1回、夜間を想定したものを1回の年2回実施しているということです。

次に身体拘束につきましては、今のところ全く事例はありません。

衛生管理につきましては、衛生マニュアルがありました。

次に地域交流についてですが、ジロールではボランティアの受け入れを行っているということです。グループホームでは介護の手伝いをスタッフと一緒にやっていたらというということです。それからデイサービスでは、ちぎり絵などの指導をされているそうです。またボランティアの受け入れとは違いますが、社会福祉協議会の事業、「はあとサロン」をこの施設の1階でやっているということです。内容としては地域住民と利用者や家族との交流会を定期的に行っているそうです。

次に苦情については、「なし」ということで報告が上がっております。苦情の千代田区担当部署の連絡先記載につきましては、まだ載せていないということでしたので、重要事項説明書に千代田区の担当部署を載せていただくよう、それからご利用者様に説明していただくように指導しております。

次に介護費以外の利用料ですが、デイサービスは食費のみ、昼食が560円、夕食が500円となっております。ほとんどの方は、夕食を召し上がらないのですが、中には召し上がる方もいるということで設定しているそうです。

次にグループホームですが、家賃が5万8,000円、光熱水費が2万円、食費が1日につき1,500円、共益費はエレベーター保守等が入りまして3万円ということになっております。

こちらの表には書いてありませんが、運営推進会議につきましては先程課長からメンバー等の紹介がありました。運営推進会議の2ヶ月に1度

の開催について、こちらの施設でもやはりなかなか厳しいという現状だそうです。何が厳しいかという、地域包括支援センターの職員と地域の方、それからまた施設職員のスケジュールがなかなか合わないということだそうです。とは言いましても制度で2ヶ月に1度やってくださいということになっておりますので、これは守っていただきたいということで指導しております。

私からは以上です。

○小川高齢 事務局の説明は以上でございます。

介護課長

○飯島委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明に対して何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。挙手をいただければと思いますが。

では、滝委員から。

○滝委員 たしかこのデイサービスの説明の時、最初に課長が「併設型となっているのを単独型に」と言ったのですが、この概要を見ますと、これは単独型というより併設型のような気がするのですが。もう少し詳しく教えていただけませんか。

○小川高齢 わかりました。ここで言う併設型というのは特別養護老人ホーム等と併設の場合を併設型ということになっておりまして、それ以外の場合はすべて単独型となります。

介護課長

○滝委員 そうですか、等と書いてあるから入るのかと思いました。

○小川高齢 等の中には、病院とか診療所も含まれ併設型というそうです。それ以外の場合は単独型というのだそうです。

介護課長

○滝委員 はい、わかりました。

○飯島委員長 よろしいでしょうか。

それでは木村委員、どうぞ。

○木村委員 木村です。この施設のすぐ近所なもので、よく前を通るのですが、非常に密集した中であって、たいへん狭い建物ですよ。私は、一応地域の消防団にも入っていますので、火災の時など大丈夫かなと思う時が多々あります。というのは見た感じ、施設の間口がたいへん狭いので、初期消火が遅れたりしたら本当に大丈夫なかなと思っているのです。

地域には、もちろん佐久間町にも私も入っているような消防団がありますから、そういう場合に備え、日頃からそういう方のお顔がわかれば、何かの時に緊急連絡等、お役に立てることがあるのではないかと思います。

それと近所ですので、将来的に自分が利用する立場になった場合にどうなんだろう。といつも思っていたのですが、見学はできますか？こういうふうに書面を見ても、わかりづらいので、気楽に伺って見学出来たらいいですね。

○飯塚介護事業指定係長 ジョールは割と開放的なので、見学したいということで申し上げれば多分大丈夫だと思います。ただ、前もってそれを管理者に言っていただけ

ばと思います。例えば先程説明しました「はあとサロン」も行っていますので、そういう時にちょっと見せていただくというのもよろしいのではないかと思います。

○木村委員 ボランティアの受入を行っていると書いてありましたが、ボランティアの方は地域の方達がいらっしゃるのですか。そういう方がいらっしゃれば例えば地域での色々な行事のことなどでもまた何かの時にお話ができるのではないかと思います。私も地域のことに関わっていますので、そういうふうに思ったものですから。

○飯塚介護事業指定係長 そうですね。おっしゃるとおりですね、先程の消防団との連携などもすごくいいお話を伺ったなと思いますので、ジロールに早速お伝えしようと思っております。ジロールは柔軟な対応ができる施設だと思います。この「はあとサロン」についても、そもそもジロールのほうからこういうのをやったらどうだろうという提案を受け実施していますので、気軽に行けるところではないかなと思います。

○木村委員 ありがとうございます。

○飯島委員長 よろしいですか。他に何かご意見ありませんでしょうか。

グループホームというのは、家庭的と言われながら一方で密室化しやすいという指摘もありますので、外部の方が見学に行くということもよいことだと思いますし、それから地元の方がボランティアとして色々お手伝いしていただくことは大変すばらしいことではないかと思います。

いかがでしょうか、他にご意見ありませんか。

私が1つ質問ですが、看取り介護加算を取っているということですが、これは今までに実際に施設内で看取ったという実績はあるのでしょうか。

○飯塚介護事業指定係長 すみません、それは聞いておりません。ジロールで亡くなられたという報告がまだ今のところないので、あるいはやっていないのかもわかりません。それは次回の時までには調べておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○飯島委員長 実際に高齢者の施設で看取りをするというのは非常に難しいことだと思います。職員にとっても非常に大きな負担になるし、あとはやっぱり往診してくださる医師がいないと実質的に不可能だと思いますが、それはいかがでしょう。

○飯塚介護事業指定係長 協力医療機関として坪井医院と契約されているので、坪井先生と連携を取っていますね。

○飯島委員長 わかりました、ありがとうございます。

他に、どうぞ。

○家邊委員 介護度数が大体何度ぐらいの方がいらっしゃるのですか、認知症度数で。うちのおばあちゃんの時も介護度数、認知症度数はなかなか上がらなかったんで入れなかったんですよ。でも今は違って、そういう認知症専門の施設が結構できましたよね。いきいきプラザのあたりにも。だから大体どのぐらいの介護度数の人が、入居できるのでしょうか。

- 飯塚介護事業指定係長 すみません。現在入居されている方の介護度数についても調べていません。入居の基準がどこにあるのかは、調べてみないとわからないのですが、少なくとも入居後に介護度が上がり、かなり重くなったとしても、最後まで看たいというのがこのスタンスだそうです。そのように伺っております。
- 家邊委員 低くても上がったら。
- 飯塚介護事業指定係長 「介護度が上がったから特養に移ってください。」というのは、なるだけ避けたいということをお聞きしております。
- 家邊委員 入居時の介護度があまり低かったら入れないのですか。
- 飯塚介護事業指定係長 一応要支援2から入れることになっております。基準については重い人から入れるのか、軽い人から入れるのかというのは、聞いておりませんので、それは聞いて次回にお答えします。
- 家邊委員 定員は9人で、ここは男女も一緒なんですか。
- 小川高齢介護課長 割合については詳しくわかりませんが、やはり女性が多いです。
- 飯島委員長 よろしいでしょうか。
- それからついでに質問です。入居の待機者の方はいらっしゃいますか。
- 飯塚介護事業指定係長 待機者の登録はしていません。ですから空きが出た時は広報などで募集する形にしているようです。
- 飯島委員長 なるほど、空いている時にうまくタイミングよく申し込めば入れるのですね。またそれは、いつ空くかわからないということですね。わかりました。
- 飯塚介護事業指定係長 そういことです。
- 小川高齢介護課長 基本的にこれは「グループホームいわもと」も同じような考えでやっています。
- 飯島委員長 わかりました。他にご質問はありませんか。古屋委員、どうぞ。
- 古屋委員 事前資料の2-bの18ページの別紙1-3で認知症対応型共同生活介護の詳細項目の体制の中に、「若年性認知症利用者受入加算」が「あり」になっています。若年性の方を受け入れているグループホームかどうかというのは、これを見なければわかりません。ジロールがこういうことをしてくれているというのを私は初めて知りました。「この施設はこういう施設ですよ。」というのを利用者側にどのように公開しているのかということを質問します。こういうことはとても大きな情報ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- 飯塚介護事業指定係長 国の制度で公表制度というのがありますが、その中にあるか調べてみます。ただ、一般的に千代田区の区報とかそういうものでは広報していなくて、パンフレットのようなものの対応かと思えます。ただ、それではそのパンフレットを見てもらえなければ周知されませんので、何らかの形で公表出来ればいいなと思えます。

- 飯島委員長 よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。
その「若年性認知症利用者受入加算」というのは、常時取れるものですか。それとも若年性の方が実際に入った時に、その方について取るものなの
でしょうか。
- 飯塚介護事業指定係長 そうですね、若年性の方が入らないと取れませんね。対象者加算になります。
- 飯島委員長 その方について加算されるということですね。
- 飯塚介護事業指定係長 はい。
- 飯島委員長 はい、わかりました。
- 滝委員 今回の話にあった若年性認知症利用者受入れについては、やはりケアマネジャーが知っているかどうかということで、色々な介護の問題での対応が変わるのではないのでしょうか。介護について色々なケアをするケアマネジャーに対してそれを周知しているかどうかだと思います。若年性認知症利用者受入れができますというのを、ケアマネジャーの方に周知しておけばいいのではないですか。
- 小川高齢介護課長 おっしゃるとおりだと思いますので、周知をしているとは思いますが、改めて確認していきます。
- 飯島委員長 いかがでしょうか。他にご意見はありませんでしょうか。
指定を更新することについて、何かご意見はありませんか。
幾つかご意見、ご質問をいただきましたが、指定を更新することについては特にご異議はないものとさせていただいてよろしいでしょうか。
(一同承認)
- 飯島委員長 どうもありがとうございました。それではそのように運営委員会として判断し、結論を出したいと思います。
- 小川高齢介護課長 ご意見色々ありがとうございました。いただきましたご意見は施設にも色々伝えてまいります。消防団のことなど貴重なご意見、本当にありがとうございます。また、皆さんが参加していただけるものならボランティアなどにも参加していただけるような形で努めてまいりたいと思います。
更新につきましては、今、よろしいということでしたので、事務処理をさせていただきますと存じます。
- 飯島委員長 それではどうもご審議ありがとうございました。
続きましてその他の事項としてご報告などがあるということですので、事務局からまたお願いします。
- 小川高齢介護課長 それでは、その他でございますが、平成21年度第2回、昨年12月7日と、第3回、2月8日の当委員会においてご意見をいただきました「地域密着型サービスにかかる千代田区独自の高い報酬の算定」につきまして、厚生労働省から認定を受けましたのでご報告をいたします。
本日お配りしました資料の中の「介護保険最新情報」をご覧ください。
こちらに地域密着型サービスに係る市町村独自報酬基準の認定について、

平成22年4月施行ということが出ております。

1枚めくっていただきまして2枚目の資料になりますが、小規模多機能型居宅介護と書いてありまして、○のところに「千代田区（東京都）」と書いてあります。このところで「認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていることで、対象者加算をします。」となっています。

また「サービス提供体制強化加算を算定している場合であって、次のいずれかに該当するということが、①②のような割合が80%以上であるということによって加算をします。」となっています。

資料については以上です。

次に今後のスケジュールについてですが、今回一緒に提示することが出来なかった案件でございますが、ジロール麹町のグループホーム、デイサービス、小規模多機能型居宅介護、小規模特養ホームが8月から開設となり、新規指定の予定となっております。こちらについては今度また意見を伺うということになっております。このジロール麹町の4事業所につきましても、今回ご意見をいただいたジロール神田佐久間町と同じ事業者でございますが、次回にまたご意見を伺いたいと思っております。

次回の委員会ですが、日程は後ほど郵送させていただきますが、7月6日の火曜日の予定でございます。18時30分から開催いたします介護保険運営協議会の終了後に引き続いて、この会を開かせていただくこととなりますので、少し長くなってしまいますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○飯島委員長 どうもありがとうございました。

それでは以上で本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。全体を通じて何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次回は7月6日ということですので、またよろしく願いいたします。

本日は大変貴重なご意見を賜りましてどうもありがとうございました。これを持ちまして、平成22年度第1回地域密着型サービス運営委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

〈閉会〉